

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政
令要綱

- 1 大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムについて、関税定率法第八条第二十五項に基づき、不当廉売関税の課税期間を令和十三年七月七日まで延長することとする。（第一条関係）
- 2 この政令は、公布の日の翌日から施行する。（附則関係）